

## 平成25年第2回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

### 1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

### 1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐々木 孝 人

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
総 務 部 長	森 鉄 也	市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良
産 業 建 設 部 長	佐 藤 正	教 育 次 長	武 藤 一 男
ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文	消 防 長	柳 橋 稔
会 計 管 理 者	須 藤 金 悦	総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆
企 画 情 報 課 長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 正 春
防 災 課 長	須 田 一 治	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	佐々木 悦 子
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	福 祉 課 長	佐 藤 次 博
農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八	文 化 財 保 護 課 長	金 道 博
消 防 本 部	伊 東 善 輝		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成25年3月22日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議提第1号 にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定について
- 第2 議案第5号 にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第6号 にかほ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第7号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第8号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第9号 にかほ市地域振興基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第10号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第11号 にかほ市立金浦中学校施設整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第9 議案第12号 にかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第13号 にかほ市観光振興基金条例制定について
- 第11 議案第14号 にかほ市新産業支援センター条例制定について
- 第12 議案第15号 にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第16号 にかほ市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第17号 にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第18号 にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第19号 にかほ市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第17 議案第20号 にかほ市介護実習室条例を廃止する条例制定について
- 第18 議案第21号 にかほ市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 第19 議案第22号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第23号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
- 第21 議案第24号 債権の放棄について
- 第22 議案第25号 市有財産の無償譲渡について
- 第23 議案第26号 市有財産の無償譲渡について
- 第24 議案第27号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第25 議案第28号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第26 議案第29号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第27 議案第30号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第28 議案第47号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）

- 第29 議案第31号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）  
について
- 第30 議案第32号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）  
について
- 第31 議案第33号 平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第32 議案第34号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第35号 平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第34 議案第36号 平成24年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第35 議案第37号 平成24年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第36 議案第38号 平成25年度にかほ市一般会計予算について
- 第37 議案第39号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第38 議案第40号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第39 議案第41号 平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第40 議案第42号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第41 議案第43号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第42 議案第44号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第43 議案第45号 平成25年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第44 議案第46号 平成25年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第45 議案第48号 にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改  
正する条例制定について
- 第46 陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 第47 陳情第2号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- 第48 議提第2号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書
- 第49 議提第3号 年金2.5%の削減中止を求める意見書
- 第50 議提第4号 にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第51 議提第5号 にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第52 継続審査について
- 第53 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議提第1号にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定についてを議題とします。

本案については、3月11日の本会議で確認したとおり、直ちに採決を行います。

お諮りします。議提第1号にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議がありますので、議提第1号は起立によって採決します。

暫時休憩します。

午前10時01分 休 憩

---

午前10時02分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議提第1号にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから、一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時03分 休 憩

---

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（17名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

### 説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
総 務 部 長	森 鉄 也	市民福祉部長	細 矢 宗 良
産業建設部長	佐 藤 正	教 育 次 長	武 藤 一 男
ガス水道局長	佐 藤 俊 文	消 防 長	柳 橋 稔
会計管理者	須 藤 金 悦	総務部総務課長	齋 藤 隆
企画情報課長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 正 春
防 災 課 長	須 田 一 治	金浦市民サービスセンター長	佐々木 悦 子
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝子	福 祉 課 長	佐 藤 次 博
農林水産課長	伊 東 秀 一	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
社会教育課長	齋 藤 栄 八	文化財保護課長	金 道 博
消 防 本 部	伊 東 善 輝		

.....

午前10時03分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務小委員長。

【総務小委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務小委員長（加藤照美君） おはようございます。去る3月11日、当一般会計予算特別総務小委員会に付託されました議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）及び議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第30号、議案第38号、両議案とも全員の賛成で可決しております。

審査の内容について報告いたします。

総務課関係です。

コミュニティバスの回数券の運行路線ごとの質疑があり、回数券の購入者は4月から2月まで人数が410人で、運行路線ごとの販売人数は把握していませんが、販売した運行事業者別では、富士タクシーは147名、象潟合同タクシーが263名との答弁がありました。

マイタウンバス運行維持費補助金と松島町職員派遣経費負担金についてと、それから新年度の対応について、マイタウンバス運行維持費補助金はコミュニティバス運行費補助金5路線15系統分であり、合計では466万5,000円ですが、当初で350万円予算計上しておりますので、その差額が116万9,000円であり、二つ目の車両購入に係る補助金が当初200万円を計上しておりましたが、購入車両の諸費用分が補助対象経費から除かれたため、最終的に187万8,000円となり、差額分12万2,000円を減額して、運行維持費分の116万9,000円から車両購入12万2,000円の減額分を差し引いて104万7,000円となっているとの説明をいただいております。

コミュニティバスの有料広告料については、1枠5,000円の箇所が3枠の6ヵ月で9万円、1枠3,000円の箇所が2枠の6ヵ月で3万6,000円となっているとの説明でした。

コミュニティバスの運行について、羽後交通時代との総体的な経費の算定については、平成20年度の市の負担が4,600万円ほどで、平成23年度では3,800万円ほどとなっておりますので、800万円ほどの経費節減となっているとの答弁でありました。

松島町職員派遣負担金については、実績額であり、新年度の派遣については、松島町から復旧に対する要望があるため、1名分の派遣予算を計上しているとのこと。派遣している職員のメンタル面と手当等については、派遣先の松島町はとても好意的で待遇面についても特に配慮していただいているとのこと。現地の様子や本人の体調面の報告をできるように松島町から定期的に業務

報告をしにきており、給料、手当については、松島町との協定により、給料、手当はにかほ市で、旅費、時間外については松島町で支払うことになっており、派遣に係る特別な手当としては単身赴任手当が支給されているとの答弁でありました。

次に、企画情報課関係です。

縁結び事業について、さまざまな企画、準備をしたけれども参加者が少なく、実施できなかったようですが、今後の対応と当市の縁結び事業の効果についての質疑がありました。

平成25年度から新たに秋田県市町村子供の国づくり支援事業を進めることになり、縁結び事業については市町村が運営を負担しているあきた結婚支援センターを中心に県内で進められることになり、当市においては民間で縁結び事業を行う団体への助成制度を予算計上しております。この事業の効果につきましては、今年度実施した事業の中で、キラキラにかほめぐりあい支援事業については民間への補助事業となっていますが、11名の独身男女が参加しており、次に、当市出身の三浦サリーさんを招いての独身男女の懇親会については、23名ほどが参加しておるとのことです。

松島町へのツアーについては、男性4名、女性1名ということで中止となったとのことでありました。

次に、無線システム復旧支援事業費補助金については、国からの難視聴地域解消事業についての意向調査があり、小砂川、上坂の2地域を申請していましたが、年度中に国から指示があり、申請先を国からデジサポへ変更したものであり、来年度からの意向調査については国とデジサポのどちらかへ申請するかを選択する形式になるとのことです。新規事業については、デジサポ既存施設の改修事業については国のほうへ申請することになります。今後対象となる地域については、観音森と目貫谷地の2地域が対象になり、来年度申請する予定であります。

次に、税務課関係についてであります。

委員からは、滞納整理も実績が上がっており大変喜ばしいことではあるが、今回の個人市民税現年課税分3,317万円の減額についての質疑がありました。これについては、主な理由として、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による所得控除額の見込みと実績の差であり、この二つの所得控除額の差による減額が約1,080万円、残りについてはその他17種類ある所得控除による増減の積み上げによるものであるとの説明をいただいております。

次に、延滞金の増額補正については、これまで実績額が多くなかったことから前年度当初と同額予算計上しておりましたが、4年目になり、現在200万円くらいの決算見込額となっていることから、今回180万円の増額補正をお願いしており、平成25年度当初予算においては平成24年11月中旬段階での延滞金確定額が700万円であり、納付実績が200万円ですので、その半分の100万円を計上しているとの答弁をいただいております。

次に、村上次郎議員から当委員会に対して質疑通告がありました。個人住民税において、年少扶養控除の廃止に伴う影響についてであります。年少扶養控除廃止による増収見込額が4,322万円、特定扶養控除加算の縮減による増収見込額が1,602万円となっており、市税ではこのように納税者の負担が増えるわけですが、所得税においても所得控除額が減少するので総体的に課税所得が増え、課税所得が前年に比べ上がることによって6段階ある所得税の税率がこれまでより1段階高い税率が適用されることとなったケースが考えられるとの答弁をいただいております。

次に、防災課についてであります。

委員からは、避難場所の選定や整備工事の設計について、専門家や消防団等の意見は反映されているのかの問いに対しては、避難場所等の整備工事については、自治会の要望に基づいて場所を選定し、ルートについても自治会と土地所有者と協議し設計したもので、防災の専門家や消防団等の意見は反映されていないとの答弁をいただいております。

また、ワークショップで地域の皆さんが話し合っただけで限られた場所の中から選ばれた場所ですので、地域の皆さんや消防団には理解をしていただいて、それを活用してもらいたいとのことでありました。

情報伝達施設というのは防災無線をふやすということなのか、あるいは防災備蓄倉庫の建設する場所については、の問いには、防災情報伝達施設については、現在使っている防災無線を増設するものであり、一部市民から聞こえにくい等の声があり、アンケートをとったり、音達調査を実施し、音達のレベルに達していないところに増設するものであり、防災備蓄倉庫の建設場所については、仁賀保地区の旧郵便局跡地で標高も11メートルほどあり、面積も十分にとれ、また、平沢自治会館も近くにあり、平沢地区の皆さんが避難場所を開設した際にもすぐに対応できる場所との答弁をいただいております。

また、委員からは、防災無線については相当調査もして計画を立てて、それでも足りないないというのは前の計画に落ち度がなかったのかの問いには、全く聞こえないというわけでもなく、窓を開けたり外に出れば聞き取れるのですが、よく聞こえるように安全側に立って増設するものであり、防災備蓄倉庫の管理については平沢自治会と仁賀保庁舎のサービスセンターから管理をしていただきたいと考えているとの答弁をいただいております。

次に、消防本部につきましては、団員の報酬及び福祉共済についての質疑がありました。現在の団員数は589人で、副部長2人、班長4人、団員15人の全体で21人の減となっているようであります。589人の中には支援団員も29名含まれており、支援団員には報酬は支払われていないとの答弁をいただいております。

次に、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算に関する審査内容について報告いたします。

最初に、総務課関係です。

委員からは、公共交通会議等の委員の構成について、指定管理者選定委員会にかける候補の施設について、外部行政評価委員についての選定方法について、公共施設使用料検討委員会の会議のあり方についての質疑が出ております。

公共交通検討委員会の構成は、各種団体からの推薦者や自治会、PTA関係、国の関係機関と警察署の方で構成されており、年度ごとに改選等の変更があればメンバーも変わるようになります。

外部行政評価委員については、今年度は6人の評価委員で行いましたが、そのうち3名が公募委員になっており、平成25年度は10名の方々から評価していただく予定であり、いろいろなの方々から公募していただきたいとのことでした。

公共施設使用料検討委員会委員については、10名で5回の委員会を開催予定していますが、平成24



年度に職員によるワーキンググループを構成し、使用料の統一に向けた考え方をまとめ、そのことについて平成25年度は市民の方々より検討していただく予定とのことです。

指定管理者選定委員会にかける候補の施設については、現在のところ鶴泉荘が候補として挙がっているとの答弁をいただいております。

次に、企画情報課関係では、馬道地区連合会との20周年記念事業関係とふるさと会の日程についての問いには、11月22日に台東区区民会館において20周年記念事業を開催し、翌日23日、東京プリンスホテルでふるさと会を開催し、24日の日曜日には浅草においてにかほ市大物産展を開催する、あくまでも予定だそうです、そのような予定であるとの答弁をいただいております。

次に、ふるさと会への補助金について質疑がありました。ここ数年、予算が減額となっているが、その理由についての質疑がありました。ふるさと会については、事業内容を縮小したわけではなく、毎年不用額が出ていることからの減額となっているとのことです。飲食費については会費で対応し、冊子代や案内などに補助金を使っており、予算の減額につきましては参加者の減少も影響しますが、サービスは落としていないとの答弁もいただいております。

次に、にかほ市地域振興交付金についてですが、仮に平成25年度中での実施ができない地区が出た場合はどう扱われるのか、さらに各地区からの事業の提案を査定するのは誰になるのかについては、この交付金事業については初年度ということもあり事業を行う地区も出てくるのが想定されますが、2月下旬に開催した協議会では各地区での話し合いが進んでいることが確認できましたので、大丈夫でないかということでもあります。

交付金については全額を使いきる必要はなく、平成25年度に行える事業を実施し、翌年につなげてほしいとの考えでありました。

事業の査定については、公平性の面からも市の職員で対応していきたいとの答弁をいただいております。

また、地域振興交付金制度協議会報償費については、事業の査定に関するものでなく各地区から提案された事業についての意見交換の場としての計上であるとのことでありました。

次に、北都銀行地域振興連絡協議会負担金についてであります。年1回程度は議会や市民向けに事業の報告などをするべきでないかについては、事業については幅広く考えており、災害協定から観光、産業分野など、お互いの弱いところ、強いところ補っていきたいと。そして、最終的には雇用の拡大につながるよう進めていききたいし、議会や市民にも決まった段階でお示ししていきたいとの答弁をいただいております。

次に、財政課関係についてです。

バス5台分の運転手の委託についての質疑がありました。以前は出務に偏りがあったとのことです、それについては改善されているのかについては、スクールバスをのぞいて運転手を1ヵ月交替にし、なるべく不均等とにならないような形をとっているとのことです、どうしても時期的なもので差が出てしましますが、不公平だという声が出ないよう調整しながら行っている状況であるとの答弁でした。

次に、利子及び配当金の部分で、財政と会計との管理の仕方についてと合併特例債の借り入れの

目標額についての質疑がありました。

利子の件につきましては、昨年度の途中までは会計でその事業をやっていて、地方自治法の施行規則にも会計管理者が有利な方法、あるいは安全な方法で運用しなければならないとなっていますが、現在は会計管理者と相談をしながら運用しているとのこと。今までは1年定期で回していたわけですが、利子が余りにも低いので定期を解約して譲渡制預金にした場合、利子が倍くらいになったということで、そういう形に変えてきているとのこと。

合併特例債の借り入れの目標額については、有利な制度ではあるけれども3分の1は自己財源で、今後の交付税につきましても不透明な状況であり、該当となる必要事業については充当し、目標を定めて全額使うとか、あるいは90%ぐらいとかの目標については定めていないとの答弁をいただいております。

次に、税務課関係です。

平成25年度予算の税収見積もりの際に特に配慮したことについての質疑がありました。当局の答弁では、毎年のように税制改正があり、そういった制度的なものについては落ちがないようにしていることと、本市経済に与える影響が大きい企業については、直接状況を聴取し現状把握に努めたとの答弁でありました。

また、賦課徴税費の旅費の費用対効果について、平成24年度実績ではどうだったのかの問いには、首都圏徴収について平成24年度は職員2名が3日間で12件訪問し、42万4,324円の納付につながっており、また、これまで首都圏徴収で訪問した方を対象にした集計では、平成24年度の納付実績が92万円となっており、次年度以降の納付意識を促す成果もあるという答弁でした。

次に、防災課関係について報告いたします。

委員からは、防災会議の内容と自主防災組織の避難訓練や図上訓練の方法についての質疑に対しては、防災会議につきましては平成23年、24年は開催しませんでした。25年度から本格的に改定作業に入り、地域防災計画を策定する会議を2回予定しているとのこと。避難訓練等につきましては、津波の想定見直し、説明会を3カ所で行っております。その後、自主防災組織や婦人会などから津波の話をしてほしいという依頼があり、津波の想定結果や避難に関することを説明しているとの答弁でありました。

次に、8月30日の県の防災訓練の内容につきましては、県知事が統監となり、そしてまた当市の防災訓練もあわせてやりますので、従来の避難訓練と同じ内容と思いますが、この後2回目の打ち合わせを行い、たたき台をつくり協議していきたいとのことでありました。

次に、選挙管理委員会についてです。

村上次郎議員から委員会質疑が出ております。県知事選挙等があるが、投票所の減による有権者への不便対策はどうするのかについての件です。

当局の答弁は、投票区の再編と交通弱者等の対策につきましては、12月の定例会や3地域の合同行政懇談会で報告しておりますが、遠くなる投票所の高齢者等の投票機会を確保するため、再編により新投票所まで無料の臨時バスを運行します。平成25年度に執行される選挙については、それぞれの中にバス運行委託料を計上しているとのこと。

次に、消防本部についてであります。

新年度予算を計上する際に消防団員の確保にどのような検討をされたのか、女性消防団が発行している広報誌にカラーを少し取り入れながらも検討するべきでないかの意見に対して、消防団員の確保については消防団へ任せておりましたが、今後は協力事業所等に対し感謝をあらわす表示板を配布したり、広報活動についても検討していかなければならないと考えているとのことでありました。

次に、当委員会に村上次郎議員から質疑が出ております。内容は、消防の高機能消防指令センター整備の2点の詳細についての説明ということであります。

高機能消防指令センターの移転については、統合型位置情報通知装置を取りつけ、これはNTT固定電話や携帯電話からの通報の際、住所、契約者、電話番号の情報が表示される装置で、例えば携帯電話からの通報で、現在は通報場所がわかりませんが、この装置をつけることによって位置情報が把握できるということ、それからAVM車両動態管理装置は、車両へ取りつけることにより車両の位置、住宅地図などが表示される装置であるとの説明でした。消防車両に水利の位置や災害時の要援護者の情報、危険物や建物状況を支援情報として配信することができるようになります。この装置は消防車両7台に装備する予定との答弁でありました。

そしてまた、メール、119番受信装置については、視覚、聴覚、言語障害がある方の119番をEメールで受信します。また、日本語を話せない外国人などに対応するため、119番の5ヵ国語の音声ガイドを整理し、これについては英語、中国語、韓国語、ロシア語、タガログ語を予定しているとのことでした。回線面では、従来よりも119番の回線をふやし、同地区からの受けつけは現在では1回線入ると2回線目は通話中になりますが、これを1回線から4回線受けつけ可能となります。Eメールシステムについては、災害時に地域住民や消防団員、防災関係者、災害時の要援護者に対してメールによる災害情報の案内を送信する装置であります。このような機能が新しい指令台の利点であるとの答弁をいただいております。

最後に、討論、採決におきまして、議案第38号に対して賛成討論が竹内 賢議員からありましたので報告いたします。

私は政務活動費を否定するものではありません。当議会においても、これまで政務調査費について議論を重ねてきました。特別職等報酬審議委員会において政務活動費として月額1万円交付を答申していることも承知しています。しかし、平成25年度予算で市民税は社会情勢を反映して納税義務者が平成24年度に比べ減少し、課税標準額も減少、税額も減少と予想されています。その要因として、一つ、給与所得のうち製造業の給与水準と人数の減少、二つ、給与収入の減少による購買意欲の低下、三つ、製造業の受注量の低下等々が挙げられます。市内には主要企業の再編によるしわ寄せを受けて職を失い、職を求めている人が大勢いる現状にあります。このような現実の中で、当議会はいろんな論議を通して、より一層の活動強化することになります。いろいろ疑義はありますが、当委員会に関する予算に対しては賛成します、という賛成討論でありました。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を

許します。質疑ありませんか。17番佐藤委員。

●17番（佐藤元君） 総務委員長に1点だけ、38号の平成25年度の一般会計予算について、55ページの2款2項の徴税費のところの23節の過年度過誤納還付金1,000万円ほどあるわけですが、この件についてどのような審査されたか伺います。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 暫時休憩します。  
暫時休憩します。

午前10時36分 休 憩

午前10時37分 再 開

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 再開します。  
総務小委員長。

●総務小委員長（加藤照美君） ただいまの質問に対してですが、これについて特段審査はしておりませんが、予備的な予算であると認識しております。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤修市君） それでは、平成25年3月11日、当小委員会に付託されました下記事件について審査が終了しましたので報告いたします。

議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、同じく議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算について、市民福祉部、教育委員会に関する事項であります。

議案第30号、同じく議案第38号、いずれも全員の賛成で可決に至っております。

審査の主な内容を報告いたします。

議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

市民福祉部関係で、市民課、3款4項4目の保健年金費についてであります。事務担当者会議は年何回開催されているか、また、ジェネリック——これ葉の点です、の方向性はどうかという委員からの報告がございました。担当課長会議、実務会議、あわせて年6回、それから総会が1回開催されていると。ジェネリックについては、国の政策として省令の流れで連合会ができたということですが、まだ各市町村まちまちでした。連合会の結成は、アンケートにより体制の流れで決めたようだというので、内容的にはまだ具体化してないようです。

続いて健康推進課関係でございます。15款2項3目の衛生費県補助金であります。子宮頸がん等の予防接種促進事業費の内容はどのようになっているかという質問に対して、子宮頸がん予防ワクチ

ン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を公費で実施しているが、費用の2分の1が補助金として市に入ってくると。受診人数に対しての補助金は、子宮頸がんワクチンが単価1万5,750円で155人、これは3回接種するんだそうです、の2分の1の補助で366万1,875円。ヒブワクチンは単価が8,852円で650人が接種を受けると、この2分の1で287万6,900円。さらに肺炎球菌ワクチンは単価が1万1,267円、これは750人が接種すると、その半分で422万5,125円。合計金額にしますと1,076万3,900円が補助されることになるという答弁がございました。

それから、生活環境課関係で4款2項1目の衛生費、清掃総務費で、ごみステーションの整備補助金が26万2,000円減額されていると。これは何か所分かという質問がございました。通常分が8基で、この中で新規製作が4基、修繕が4基ということで、新しくつくった場合には8万円、修繕の場合は4万円を補助すると、こういう回答であります。

それから13款1項3目の斎場使用料の市外からの分について、また、4款1項6目の斎場管理委託について、委託の方法がどのようになっているかという質問がございました。使用料の市外分については、にかほ市出身者で1月末まで7件、それから動物も5件ありました。また、委託については、以前は象潟斎場と仁賀保の青松苑の体制が異なっておりましたが、象潟斎場にあわせて火葬がある日に随時出勤して勤務を行うことにしたと。火葬のある日は、1体目が2万5,000円、2体目以降は5,000円追加となる。動物も同じで、1体目が1万円、2体目以降が5,000円の追加になるというふうな答弁がございました。

教育委員会関係では、学校教育課10款1項3目の指導要録管理システムの導入委託料で、電子化を行ってどのようなメリット、どのように変わったかという質問がありました。これは文部科学省が推進しているもので、今まで下書きして清書していた作業が電子化されたことにより時間短縮することができたと。その分、先生が子供たちと向き合う時間が増え、子供と話し合う時間、それから教育の時間を確保することができて大きなメリットがあるという答弁でございました。

次に、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算についてであります。

市民福祉部関係で、ごみの焼却炉補正工事に1億円計上されているが、工事の内容がわからない。一覧表の提出を求めますということで、これは一覧表をいただいております。工事の内容を一覧表でいただいております。

それから、事業者選定支援業務委託に1,300万円もの経費が必要なのかという質問に対して、炉の形式だけでなく設備全般の費用、それから、にかほ市のごみの量や質にあわせた詳細な仕様が必要だと。我々素人ができるものでありません。現在、メーカーに提案書をつくってもらう前段階の概算見積もり、提案書を要求するための準備中ということであります。実際の業者選定のための要求水準書を作成していきませんが、高度な技術管理的な人が必要とされるために委託するものです。最終的には業者選定するまでの業務委託となる、こういうことです。

それから、次に斎場耐火物等工事の期間中の利用に対してどうするか。これは斎場の釜がちよつと破損しているということで、これを修理しなければいけない。この修理期間にどのように対処するのかという質問です。工期は大体1週間ぐらいあれば十分で、工事のしていない斎場の利用を市民に案内する。さらに、釜が各斎場に2基ずつあります。工事のやっていない釜を使用する等々のこと

も考えながら対応するというところでございます。

それから福祉課関係ですが、福祉施設検討委員会の開催が年に2回から3回計画されているが、平成25年度に建設計画があるかと。また、委員会を設置した場合、総合発展計画の中にある多目的機能を持った施設を前提にして検討していただきたい。こういう要望と質問がありました。平成25年度は皆さんの意見をまとめるだけで、実質的な計画は次年度以降になると。20名の検討委員会になる予定で、幅広い意見を伺いたいと考えている。当然、多目的機能を持った施設を前提にして検討していきたいという答弁がございました。

それから、手話通訳者の予算について増額になっているが、待遇面はどうなっているのかという質問がございました。現在、にかほ市にいる手話通訳者の身分は今のところ臨時職員でありましたが、今まで臨時職員でありましたが、今度、社協の職員に昇格してもらって安定した身分を長くすることで、にかほ市で手話通訳を続けてもらいたいと、このようなことを行って、今まで臨時職員から社協の正式な職員にするということの予算措置でございます。

それから健康推進課関係では、乳幼児の予防接種、ロタウイルスワクチン、これは市独自のものかという質問に対して、これまで任意で全額自己負担していたが、平成25年度からは市が独自で全額を負担するということです。ちなみにこれはワクチンが3万円で、大体150人分を今計上しているということでございます。

それから、心の相談について自殺予防活動やサロン活動をしているが、にかほ市の自殺者数は把握していますかという質問に対して、平成24年度の自殺者は8人でした。その中で男性が2人、女性が6名。年代別にはという質問に対しては、50代が3人で一番多かったと、このような答弁がございました。

それから教育委員会関係では、太陽光発電を設置した後の管理点として学校側の仕事が発生するかと、これは学校に太陽光発電を設置した場合。今、金浦中学校、金浦小学校、象潟中学校、それから仁賀保中学校は既に設置されてあるわけですが、このワット数は幾らかと。既に仁賀保中学校は設置されているわけですが、それから補助は100%対象となるのかという質問に対して、学校側の仕事はないです。これは専門業者に委託すると。これは屋上だとか屋根の上だとかそういう業務なので、専門家に委託しますよと。それから、またワット数については、象潟中学校と金浦小学校は10キロワット、金浦中学校は5キロワットに定めた。この根拠は、仁賀保中学校が既に実施してまして、仁賀保中学校の値を参考にしてワット数を決めたという答弁がございました。

それからスポーツ振興課関係では、芝生化——今、象潟グラウンドは芝生化をしているわけですが、象潟グラウンドナイターの使用料も多くなるだろうと。それによる収入は増えると思うかどうかという質問に対して、使用頻度は増えると思うが、平成24年度の実績も踏まえて少し抑え気味に予算を見たということでございます。

それから、心のプロジェクト事業はすごくいい事業だと思うが、行政からの考えか、また実施団体からのアプローチか。この事業は継続していく計画かという質問に対して、昨年の夏、J F Aからのアプローチがあったと。さらに、継続については平成25年度の実施状況、実績を踏まえて今後検討していきたいという答弁がございました。

それから学校教育課関係に関しては、給食運搬業務について象潟給食センターと金浦給食センターの違いは何かという質問に対して、象潟給食センターは象潟小学校、上浜小学校、上郷小学校に給食を運搬している。金浦給食センターは金浦中学校だけに運搬している。これは運搬車の予算の件で質問が出たわけですが、運搬の頻度等々が違いますよということです。

最後に図書館の件でございますが、この件は竹内 賢議員から委員会質疑が来ておりまして、図書購入費の説明に1冊1,520円で3,300冊の購入費が計上されていると。郷土の貴重な資料を収集してもらいたいと。文化的な目的ですが、上郷健康センター発行の「地域づくり」、それから「上郷健康白書」、最所久美子氏の著書で「住民力で地域医療」等々の図書が図書室になかったため、研究している人から情報提供を受けたと。ホームページからも蔵書を検索してありませんでしたと。こういった書物の作成にかかわった人々も今は高齢になってきているために、今のうちに郷土資料の蔵書収集をしてもらいたいという意味の通告書がございました。これに関しては、にかほ市では基本的な考えとして生活学習の根拠として図書館サービスの充実を図るため、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に関する市民の高度化・多様化するニーズに対応しながら資料を収集するという、ということで今マニュアルを作成していると。郷土資料に関しても市民の調査、研究、教養、その他の生活情報に資するため、また、郷土の歴史を後世に伝えるため、郷土に関する多様な資料を収集することにしていますと。あらゆるネットワークを使って資料を積極的に収集していきたいと考えていると。教育次長からは、そのような目的で資料が必要な場合はぜひ相談をしていただきたいという答弁がございましたので、竹内議員にお伝えいたします。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。14番竹内議員。

●14番（竹内賢君） 1点目はですね、38号についての予算書の69ページの敬老式の委託料について、敬老式のあり方について委員会としてはどういう検討がされたのか、あるいは質疑がされたのか、それについて1点目です。

2点目は、私の委員会質疑通告書に基づいて、そういうときは相談をしていただきたいという次長の答弁なようですけれども、基本的な資料の収集についてはマニュアルをつくっていると、これはわかりました。ただ、市内のそういうことを研究している人方から、現在、にかほ市の図書館には、あるいは図書室にはこういうものが、これは貴重な資料だというふうにして、これは大阪との大学との共著によって論文が出されているんですけども、こういうものについて、ここの郷土の資料がですね散逸している状況がやっぱりあるわけですよ。したがって、その認識が、図書、何というか、教育委員会の認識がそこにあるかどうか。これがなければですね相談をしていただきたいって、例えばある本は秋田県立図書館にはあるんですけども、ここにはないと、そういう状態がありますから、これは相談していただきたいということじゃなくて、積極的に……

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 竹内議員、今質疑ですから。

●14番（竹内賢君） 質疑、ごめん、意見を言ってしまうましたが、そういうことで、それ以上なかったんですか。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 教育小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） 1点目の敬老式の件について、これはいろいろ議論をいたしました。現在の方法でいいのか、もしくは参加できなかった人に対しての何らかの手当てというんですか、そういうものができないのかというふうないろんな検討をいたしました。——いたしましたという答弁でした。ただ現状、その今の敬老式を非常に楽しみにしている人もいます。それから、来られなくて——自己都合なのか、そのものに反対しているのかわかりませんが来ない人もいます。この件については去年も議題になりまして、まず各自治会等々に相談を持ちかけて、今後のやり方について検討していきたいというふうな答弁がございました。自治会では市で行う敬老式以外に自分たちで催し、催しというか開催してやっているところもあると。ただ、統一してやるのがあるのかどうかというのは今後意見を聞いて対処していきたいという答弁がございました。

それから、二つ目の意見混じりの件なのですが、図書館にはですね、そういうものを積極的に集めていきたいと、今度やるんだというふうなことを言うておられますので、ひとつその辺はコミュニケーションをよくして資料収集に積極的に参加していただきたいというふうなことだと思います。当局では一生懸命やるという答弁がございました。以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設小委員長（市川雄次君） それでは引き続きまして、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会の審査報告を行います。

議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について及び議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算についての産業建設部及び農業委員会に関する事項については、全員の賛成をもって可決に決しております。

議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）についても、全員の賛成によって承認に決しております。

それでは、議案第30号から各議案の審査の内容について報告をさせていただきます。

農林水産課に関する事項です。6款1項3目19節中、グリーンツーリズム推進協議会補助金が減額になっていますけれども、事業ではなく団体に対する補助金が減額されているということはどういうことですかというような質問がなされています。これに対する答弁ですけれども、これは組織が行う事業に対する補助金の削減です。当初計画では冬師集落で行われる予定であった滞在型体験事業が平成24年度は実施できなかった、その分ができなかったことによる15万円の削減ですとの説明です。

6款1項6目15節農業水利施設整備工事に関してです。水利事業は土地改良の事業のほうですが、どうして今回市が実施することになっているのかという質問です。これに対しては、行政が実施した



ほうが補助金等において有利であるということと、今回の事業に対する受益者負担がないということが今回の市の実施によるものです。また、今回は特に国の緊急経済対策による特別で限定的なものであると。今後もこのような有利な事業が継続するというものではないというふうに考えているとの答弁がなされております。

続いて観光課に関する事項です。今回の補正に関連して次のような質問がなされております。ねむの丘と、はまなすにはそれぞれ支配人がいます。確かに社長は市長であるという仕組みですけれども、市はどこまで経営に関与しているのか。また、今後の関係はどのようにしていくつもりなのかという質問がなされております。これに対して市の答弁ですが、市が直接経営に現在のところ関与しているということはありません。ただ、建物修繕や改修などの部分で大きな支出を伴うものは市が関与するというのが現在における市の関与の仕方ですという答弁がなされております。

続いて建設課に関する事項です。8款2項3目15節工事請負費についてです。唐戸大橋、工事は通行どめで実施するということですが、工事期間はいつごろになりますかとの質問がなされております。これに対しては、工事が1億5,000万円を恐らく超えるものになることから議会の議決を経て契約をしなければなりませんので、そう考えると、それが6月議会であるとすれば8月の後半から年度内を考えておりますとの答弁がなされております。

またあわせて、引き続き同じ項目に対する質問ですが、塩分が多いから橋桁を取りかえる工事になるということはどういうことですかとの質問がなされております。確かに補修という方法もありますけれども、その場合、コンクリート内の塩分を除去するのにお金がかかります。上部工直接工事費でその場合は1億2,900万円の概算でかかります。そうした場合、今回の架けかえ工事は9,000万円ぐらいで実施されるということになれば、当然こちらのほうが有利でありますし、また、今回の架けかえは上部工を工場生産するというので、防錆処理が行えるということで品質の高い橋を設置できるということであるとの説明を受けております。

引き続き議案第38号です。農林水産課に関する事項です。6款1項3目19節中、農業農村6次産業化支援補助金についての質問です。農業農村の6次産業化を本格的に取り組もうとする農業関係者の初期投資の段階で支援するとありますけれども、具体的な対象者、対象組織等が想定されているのですかとの質問がなされております。これに対する答弁です。6次化に向けて取り組む事業者等へ初期段階で支援することで、その後のきっかけづくりをしたいと考えています。実際にこれまで3件の相談がありますとの説明を受けています。これに関連して、6次産業化について農業分野についてのみですけれども、水産業の方にもあってもよいのではないのでしょうかという質問が、意見が出されておりました。これに対しては、今回は確かに農業者による声があったことによるところもありますので、仮に今後漁業者等から6次産業化の取り組みと支援要請があれば検討させていただきたいと思っておりますとの答弁がなされております。

続いて6款1項3目8節中の人・農地プラン検討委員会報償費に関連してです。質問です。人・農地プランの策定内容についてアンケートも実施しているようですが、アンケート結果をどのように反映させるのですかとの質問です。答弁です。このプランは2年以内に策定しなければならず、プランの策定が遅れば農家等の当事者、例えばこの農地プランが策定しなければ青年就農給付金ももら

えなくなるといったことが起きますので、農家等の当事者に対する補助金や交付金がもらえなくならないように、まずは認定農家、集落営農組織、農業法人を中心とした市の原案を持って策定していきたいと思っています。アンケート結果によるそれぞれの意向については、プランの見直しのときに反映させていきたいと考えていますとの答弁を得ています。

商工課に関する事項です。7款1項2目19節中、植物工場による先端アグリビジネス推進事業補助金に対してです。質問です。平成25年度は500万円の補助となっておりますけれども、それ以降はどうなっているのかとの質問です。答弁です。平成24年度に立ち上げ、県が国の補助金でフィディア、TDK、横手精工、にかほ市で整備をしておりますと。県では地元企業にもっと参入してもらいもっと活用してもらいたいと考えております。今は研究の最中でもあります。市ではもっと参加企業を増やしながらか、平成25年から27年の3カ年で同一金額の補助をしていくとの説明を受けております。

観光課に関する事項です。7款2項1目19節中、観光協会補助金についてです。この補助金の内訳はどのようなものですか。夏まつりに関連する補助金は入っているのですかという質問です。答弁です。内訳は、ホームページ更新経費に80万円、旅行業登録に90万円、2次交通対策として100万円、協会運営に1,030万円となっています。夏まつりという項目はありませんが、この協会運営の部分に夏まつりだけでなく他の事業の諸経費が含まれているものですという答弁です。

建設課に関する事項です。8款2項3目15節工事請負費中、除雪ステーション建設に関連している項目です。除雪ステーションを現在の予定地に建設させるということの理由はどういうものですか。あるいは、除雪車などを分散させてもよいのではないのでしょうかとの質問が出されております。これに対しては、凍結防止剤の積載車が2台出動する場合、当該場所から放射線状に道路が走っているので利便性が高いということによります。また、実際の除雪車は必要な時期にそれぞれに分散配置させますので、当該ステーションは全部の車両は無理ですが、多くの除雪関係車両の格納庫というものになるという説明を受けています。

同じく同項目13節中になりますが、委託費の中に室沢地区排水路整備事業及び大瀧川河川改修についてです。室沢区及び大瀧川の河川改修予定内容に対する質問がありました。これに対してですね、大瀧川については、天拝川は県が今工事をしている最中です。その上流の大瀧川、冷渡川が河川合流するところの工事を行うために、まず今回、流水及び取水の調査をしなければならないと。そうしなければ堤防の高さを決められないので、そのための調査設計の費用ですと。及び室沢地区の排水路については、平成23年度に行った室沢地区の雨水の水路系統調査をもとに雨水を飲めずに道路冠水することが明らかとなっておりますので、そのための対策として横断暗渠及び埋設水路を新たに布設することで、室沢地区の冠水をなくしたいというものです。そのための実施設計を今回行うものですとの説明を受けております。

最後です。管理課に関する事項です。8款5項1目19節負担金補助及び交付金についてです。住宅リフォーム支援事業に関連しての質問です。リフォームは実際の工事をしてみなければわからない部分もあります。申請段階の金額や計画書どおりにいかない部分もあると思いますけれども、その場合はどうなるのですかと質問です。答弁です。変更申請が可能ですが。今のところ変更はまれです。

ほとんどが計画どおりに進んでいるようですという答弁です。

同じくこの制度についてですけれども、その活用状況に関する質問です。数字を見ますと次第に利用状況が落ちていっていますが、これは落ち着いてきていると見ているとすることができるのか、それを見込んでの平成25年度予算計上なのかとの質問がなされております。答弁です。確かに平成22年度は417件、平成23年度は402件、平成24年度は349件となっております。これを勘案した上での予算計上とはなっていますが、もちろんこの数値は不確定なものでありますので場合によっては補正対応も必要と思われまますとの説明を受けております。以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を行います。初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第30号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

次に、議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第38号平成25年度にか

ほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第38号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに討論はありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の産業建設小委員長の報告は、承認です。議案第47号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、小委員長の報告のとおり承認されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時21分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前11時30分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてから日程第45、議案第48号にかほ市にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案44件、日程第46、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書及び日程第47、陳情第2号年金2.5%の削減中止を求める陳情の陳情2件、計46件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務常任委員長（加藤照美君） 去る3月11日、当総務常任委員会に付託されました議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号にかほ市地域振興基金条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決となっております。

審査の内容について報告いたします。

議案第5号については、行政情報の開示における手数料の改定と不開示情報に関する事項等を整備する内容となっております。委員からは、10条の2に該当する文書とはどのような文書なのか、また、情報公開条例の市民と情報を共有できるという部分が損なわれる恐れがないかについては、生活保護受給者の生活保護費に関する請求があった場合に文書の存否を明らかにするだけで生活保護者とわかってしまうような場合であり、この改正によって文書の存否を回答するだけで個人に不利益を生じる恐れがある場合に拒否することが可能であれば、個人情報漏えいを防ぐことができることになり、このような拒否は限られた場合なので情報公開の精神が損なわれることはないとの説明がありました。

議案第6号については、スポーツ推進員及び母子自立支援員等の報酬額を整備し、新たに鳥獣被害対策実施隊員を加えるための一部改正であります。委員からは、昨年にスポーツ推進員の実態を調査した結果、月額7万円という報酬はどうかという質問に対して、平成24年度の活動状況を把握し、新たな方向性を見出し、任期がえとなる平成25年度に見直しをしたいという答弁でしたが、市長の定める額というのは具体的にどのようなものかについては、年定額7万円から7万円以内において市長の定める額とありますが、新年度からのスポーツ推進員は年額3万円、執務割合によっては100%から75%までは4万円、75%から50%は3万円、50%から25%は2万円、25%から10%は1万円、10%未満はゼロ円ということで、4月1日から施行予定との説明がありました。

次に、鳥獣被害対策実施隊員の6,200円という額の根拠については、隊員の活動については鉄砲に

よる捕獲・駆除、わなを仕掛けるなどがあり、内規で定められており、鉄砲を所持する捕獲・駆除の場合は1回3,000円、それ以外の活動は1,000円を支給していましたが、今回、隊員については特別職であると国からの指導もあり、非常勤特別職の6,200円の単価を最低の日額単価とし、これまでの実績等を踏まえて、鉄砲を所持する捕獲・駆除の場合は日額3,000円、網・わなの設置等、鉄砲の所持を伴わない場合は日額1,000円と、別に規則を定めて実態に応じた対応ができるように考えているとの説明がありました。

次に、議案第7号については、医師の給料及び手当を整備するための議案であります。委員からは、県内では医師不足という大きな問題にもなっており、当市の診療所長の場合は研究熱心で地域医療に貢献しておりますので、改正内容には賛成であるとの意見がありました。

次に、議案第8号についてであります。これについては議案第7号にも関連するものでありますが、委員からは、地域包括医療の従事とはどのようなことなのか、相談やアドバイスの実態はどうか、月額2万5,000円の算出根拠については、の問いに対しては、地域包括医療については福祉・介護制度と一緒に連携をとって地域の方々がいままで元気であるように包括的な医療ケアを行うことであり、相談やアドバイスについては介護の部分ではケアマネージャーからの相談やそれに対するアドバイスが多く、指導もしているとの説明でした。月額2万5,000円の根拠については、学校医年額22万4,000円、管理行為年額5万円をあわせて月額にした場合、切り上げての2万5,000円という内容が積算根拠であるとの説明をいただいております。

次に、議案第9号についてであります。これについては、合併市町村の速やかな一体感の醸成や均衡ある発展を目的として合併特例債が設けられ、計画どおりに基金造成が完了したことに伴い、設置目的であります市民の連帯の強化及び地域振興を図るための提案であります。委員からは、協働のまちづくりを進めるためには市民の積極的な参加が必要であり、準備が整わない地域や予算がもっと必要な地域が出た場合の対応についての問いに対しては、交付金制度については市、自治会、会長連絡協議会の12名に3名の拡充委員を加えた15名の委員により協議会を立ち上げ、2年間検討を進めてきたとの説明がありました。当市には、夢いききマイントウン事業やふるさと普請事業、さらには広域的に取り組んでほしいということから8地域による交付金制度の協議を進め、8地域への交付金配分については、公平性の観点から基準額と住民割による配分とすることにしたとの説明がありました。初年度は地域振興協議会が立ち上がったところから実施していくとのことであり、総合発展計画後期基本計画では検討となっていた点については、後期計画作成時点では先が見えなかった点もあり、2年間の協議を行い、趣旨が理解され、平成25年度からの実施が可能となったとのことであり、交付条件などについては、市民の総意と工夫による地域づくり活動及び地域環境整備、地域の活性化等を目的とした活動に対して交付するとの説明がありました。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わり

ます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） それでは、平成25年3月11日、当委員会に付託になりました下記の件について審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第10号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決に至っております。

議案第11号にかほ市立金浦中学校施設整備基金条例を廃止する条例制定について、賛成多数で可決に至っております。

議案第15号にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号にかほ市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号にかほ市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について、議案第20号にかほ市介護実習室条例を廃止する条例制定について、議案第23号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について、議案第25号市有財産の無償譲渡について、議案第26号市有財産の無償譲渡について、議案第27号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第31号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について、議案第32号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、いずれも全員の賛成で可決に至っております。

議案第33号平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成多数で可決に至っております。

議案第39号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第40号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、全員の賛成で可決に至っております。

議案第41号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成多数で可決に至っております。

議案第42号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、議案第48号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決に至っております。

陳情第2号年金2.5%の削減中止を求める陳情、願意妥当、全員の賛成で採択に至っております。

審査の主な内容を報告いたします。

議案第10号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは貸し付けが決定し、入学した月の初日から90日以内というのが従来の条例ですが、貸し付けを決定した日から30日以内に改めるものという改定です。今回の条例改正は、貸し付けを受けた人からの要望があつての改正かという質問がございました。要望はありませんと。申し込みが少ないので原因を分析した結果、貸し付けの時間に問題があるのではないかという判断で改正をしたというこ



とであります。

議案第11号にかほ市立金浦中学校施設整備基金条例を廃止する条例制定について。これは質問で、実際に整備が整ったと感じているのかという質問がございました。答弁として、建設年次も古く、仁賀保中学校や象潟中学校と同等でないが、金浦中学校は大規模補修も行っており、5,000万円という金額は金浦中学校に特化したものであると。そのため、使用目的は達成したと考えていると。これに対して、建設年次が古ければこれからも大規模改修が逆に必要ではないかと。基金を使い切ったから廃止という形ではなくてもよいのではないかと。金浦中学校については、これからも整備する必要があると思うし、条例廃止は早いと思われるという意見と質問がありました。答弁として、今後整備に関しては計画を立てながら一般予算の中で対応していきたいという答弁がございました。

議案第15号にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定についてであります。公会堂を文化的なものとするのか、社会教育施設的なものとするのかという質問がありました。旧佐々木家のように文化財でありながら使用していることも考えれば、文化財として文化財保護課で管理し、建物保護に重点を置くべきではないか。また、社会教育施設としてオープンにした場合、文化財としての保護をどのようにしていくつもりなのか疑問に思うという質問がございました。これに対して、確かに建物は昭和初期のものであり文化財に匹敵する建物であることは認めます。しかし、音楽関係者やコーラスの練習など実用的に使用されていることが多く、社会教育的な目的で使用されたほうがよいと考えていますと。また、建物はアルミサッシで入り口は自動ドアでもあり、文化財にはちょっと入りにくいという考えを持っていますという答弁がございました。

議案第17号にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について。これは図書館こびあをにかほ市立図書館として象潟図書館、仁賀保図書館を分館にするという内容のものでございます。図書の購入は年間3,300冊くらいとあるが、割り振りはどうするのかという質問に対して、象潟図書館は改修されて仁賀保図書館と同じぐらいの面積になりました。こびあはおのおの面積の約2倍にあたりますと。図書購入の全体の2分の1をこびあ、他の2分の1を半分ずつ仁賀保と象潟に振り分ける予定であるという答弁がございました。

議案第20号とも関連する議案第25号、議案第26号の市有財産無償譲渡について、審査に入る前に現場踏査を行いました。議案の内容は、介護実習室として建設された市の施設を目的が達成したとして金浦の浩寿苑、上浜の蕉風苑に譲渡するものです。

議案第39号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について。ドック補助金増額は市独自の引き上げか、保健団体との協議によるものであったかと。また、2倍にした目標や根拠は何かという質問に対して、これは市独自の引き上げですと。また、倍にした根拠はありません。ただ、県内の平均が大抵現在の倍ぐらいになっているということで予算の引き上げを行ったという答弁でありました。

議案第41号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計施設勘定予算についてであります。保険料の未納があつて短期保険証発行が何件かあるようだが、実情はどうかという質問に対して、基本的には後期高齢者に関しては年金徴収となっていますが、できない方に関しては普通徴収になっていますと。にかほ市の場合、短期証が2名ほどいるという答弁がございました。

議案第42号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計予算についてであります。市内8カ所に簡易水道があるということだが、自家用発電設置工事が計上されている。全部の簡易水道に設置するのかと。また、平成25年度の工事で停電によって給水ができなくなる簡易水道はなくなるのかという質問に対し、東日本大震災を踏まえて自家発電装置の必要性を改めて認識し、予算計上した。現在、上小国、水沢、上坂、関、中野沢、上浜、小砂川、釜ヶ台の8カ所に簡易水道があると。そのうちポンプアップが必要なのは、上浜、小砂川、釜ヶ台の3カ所と。その他は自然下流方式で給水が止まることはない。上浜は既に設置済みで、小砂川は来年度、平成26年度以降に行う予定としています。それから、釜ヶ台簡易水道に関して時々濁ることがあると言われていますが、改善計画はあるかという質問に対して、5戸ほどこの報告があるようです。部分的なものなので、原因解明しながら対応していきたいという答弁でございました。これで報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設常任委員長（市川雄次君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の内容を報告させていただきます。

まず初めに審査の顛末についてですが、議案第12号にかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定について及び議案第13号にかほ市観光振興基金条例制定については、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

続いて、議案第14号にかほ市新産業支援センター条例制定については、賛成多数で可決しております。

議案第21号にかほ市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例制定について、議案第22号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号債権の放棄について、議案第28号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第29号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第34号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第35号平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別

会計補正予算（第3号）について、議案第36号平成24年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について、議案第37号平成24年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第43号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第44号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第45号平成25年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第46号平成25年度にかほ市水道事業会計予算については、いずれも全員の賛成によりまして可決しております。

また、付託されました陳情1件でございます。陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書についても、全員の賛成により採択しております。

それでは、議案審査の内容について報告をさせていただきます。

まず初めに、議案第12号です。にかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定についてです。平成20年度から進められましたまちづくり交付金事業が終了するのに伴い、同条例を廃止するとしておりますが、今後の勢至公園の整備や維持管理はどのように行っていくのかとの質問がなされました。答弁です。勢至公園の整備に関しては、基金も多少使いつつ、多くはまちづくり交付金をもって整備が終了したことから、基金の目的を果たしているとみなしまして基金を廃止します。今後の整備につきましては通常の維持管理程度となりますので、このことにつきましてはこれまでと同様に一般会計をもって実施していきたいとの説明を受けております。

続いて議案第13号です。にかほ市観光振興基金条例制定についてです。質問です。この基金は市内の観光施設にも使用できるのかということでしたが、はまなす及びねむの丘のみならず、どのような施設に使用しようと考えているのかという質問がなされております。答弁です。今のところ特定の施設を対象にしたものではありません。今後の観光振興のために、本会議でも述べましたようにハードとソフトの両面で使用していきたいとの説明であります。

議案第14号にかほ市新産業支援センター条例制定についてです。質問です。第7条に使用料が定められ、第8条により特別の理由による使用料の減免ができるとされていますが、実際に三つのセンターの使用料の額は幾らなのかとの質問です。答弁です。象潟及び仁賀保については、完成前ですのであくまでも条例から弾き出した参考価格となりますが、仁賀保については年額479万円、象潟については年額349万8,000円、釜ヶ台については年額96万8,000円となります、という答弁です。

また、これに引き続き、地元の既存企業も借主として入居することも可能なのかとの質問です。既に入居している企業及び入居予定の企業が退去した場合には、当然のことながら入居可能となりますとの答弁でありました。

この議案につきましては、市民の雇用を創出するための施策の一環であるとの認識から、これを積極的に捉えるべきとの意見がある一方で、他方、一部に現在のところ経営状況が不透明である部分も見受けられることから、その場合には行政による積極的な働きかけをもってこの条例が有効に活用することを望む意見も出されております。

議案第22号です。にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてです。この議案については、これまで給水区域外であった三ツ森字六日市で新たな給水の申し込みがあったことを受け、今後の需要予定のある地域を中心に給水区域の見直しをし、水需要の拡大を図ろうとすると

の説明を受けております。これに対して委員からは、給水区域の字内であれば直接の給水申し込み者でなくとも給水可能となるのかという質問が出されております。これに対して当局からは、当然可能ですとの明確なお答えを得ています。

議案第24号です。債権の放棄について。平成15年12月から平成16年2月までの間に発生した債務に対して、これまで約129万円の返済が行われておりましたが、残りの約107万円が未納となっていました。今回の債務金額です。債務者が不明になるまで市側はどのぐらい該当事者に対して接触をしていたのかとの質問がなされております。この質問に対し答弁ですが、訪問は平成19年までに4回行っております。それ以外にも相手側からの電話も含めて多数の回数において相手方との接触は続けてまいりましたとの説明を受けております。

議案第35号平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。質問です。各施設の統合とは具体的にどういうことなのかとの質問です。これに対しては、当初の段階から見れば地区ごとに人口が減少しておりますと。今回、桂坂地区の処理場を廃止して伊勢居地地区に統合するということでの説明がありました。

引き続いての質問です。では、統合が進めばどのぐらい経費削減がなされているのかとの質問です。現在のところそのシミュレーションは行っておりませんが、今回補正で計上されております最適化整備構想ですね、中でそのシミュレーションが行われていきますとの説明がありました。

議案第36号平成24年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）です。現在も原料ガスについては高値安定で推移している状態ですが、供給量が増えている状況ですので比例して現在でも増加しているとの説明です。これに対して委員からは、現在の原材料の仕入れ先は他に比べて割高となっているということですが、その高いところから購入しなければならない理由は何ですかとの質問がなされております。これに対しては、現在にかほ市のガス原料は石油資源開発株式会社から購入していますと。平成33年度までは継続して購入する契約となっておりますので、ガス原料の安定した購入のためにも簡単に仕入れ先を変更することはしませんし、できませんとの説明を受けております。

議案第43号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてです。歳出のうち、1款1項1目8節報償費についてです。質問です。受益者負担金前納奨励金についてですが、税の奨励金等が廃止されている中にいまだにあるのはどういうことですかということでした、という質問でした。これに対しては、このことは負担金徴収条例により前納奨励金がうたわれているものですが、平成4年の3町衛生組合の事業開始の時代から規定されております。これを今すぐ廃止するということになれば、これまで恩恵を受けていた人と今後恩恵を受けるであろう人の間に不公平感をもたらされることとなりますので、そうならないように引き続きこの規定を適用していきたいと考えていますとの答弁を受けております。

議案第44号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についてです。質問ですが、上浜中央地区は63.1%の普及率、接続率ですね、西中野沢は100%、関地区は93.75%に比べて上浜中央地区は極めて低いという接続割合ですが、これについて今後どのように対応されていくのかとの質問です。これに対する答弁ですが、確かに年々進む高齢化や空き家化などによって伸び悩んでいる

ことは確かで、それが主な理由となっています。今後は各自治会長に説明し、接続を促していただくよう協力を求めています。独自の補助金を設けてまではできませんが、リフォーム補助金を活用してもらいながら負担額の軽減を図ってもらえればと考えております。ただし、高齢者世帯に対してこれを無理強いすることはできないとの考えも一方にありますとの答弁をいただいております。

議案第45号平成25年度にかほ市ガス事業会計予算についてです。委員から、経年管入れかえ工事の期限はいつまでなのかとの質問がなされております。これについては、国からの指導のもと、平成32年度までに経年管入れかえ工事を終わらせることになっておりますので、それまでの間は計画的に実施されていきますとの答弁がありました。

これにあわせて、公共下水道工事にあわせて行う経年管入れかえ工事の補償料の割合というのはどのぐらいなのかとの質問です。これにあわせて耐震性はどうかというの、あわせて質問されております。これに対する答弁ですが、補償料の割合ですが、減耗分を差し引いた平均で約6割が補償料となっています。耐震性の確保については、入れかえた管は全て耐震性確保したものととなっておりますとの説明です。

議案第46号平成25年度にかほ市水道事業会計予算です。平成25年度の収益量の落ち込みが予想されておるようですが、今後の簡易水道の統合が水道会計全体に及ぼす影響をどのように捉えているのかとの質問がなされております。これに対する答弁ですが、平成28年度の統合に向けて、移管前に、老朽した簡易水道の施設更新は移管前に求めていますというふうに、ということです。また、簡易水道の収益状況も決して高いとは言えないこともありますので、これまで合併後の水道事業で、これまでも水量が不足する事態が生じたり、河川を原水とし、水質に難のある金浦地域への原水道管網整備を行ってきたということもあります。その工事については、これを水道使用料に転嫁させることなく行ってきました。この大きな二つの理由から、今後の水道会計の状況を見ながらですが必要とあれば水道料金の値上げも検討していかなければならないと考えておりますとの答弁をいただいております。

陳情第1号です。最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書についてですが、これについては陳情の要旨にあるとおり、最低賃金額に地域間格差があるという事実を捉え、収入増による市民生活の向上については十分に認められるということから願意妥当ということで、全員の賛成により採択となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

教育民生常任委員長より、委員長報告に訂正があり発言を求められております。これを許可します。教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） 先ほどの報告で、議案第38号の報告の中で、斎場耐火物等工事の項目の中で釜の「故障」と表現をしましたが、正しくは「破損」であります。訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤知一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤知君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） それでは、3月11日付託の事件について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）については、全員の賛成により可決に決しております。

次に、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算については、賛成多数により可決に決しております。

議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）は、全員の賛成により承認としております。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論・採決を行います。

初めに、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市地域振興基金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市立金浦中学校施設整備基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市観光振興基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号にかほ市新産業支援センター条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第15号の討論を終わります。



議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市新型インフルエンザ等対策本部条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号にかほ市介護実習室条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号にかほ市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号債権の放棄についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案

は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第47号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案

は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第34号は、委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第35号平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成24年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成24年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算について、反対の討論をします。

新年度予算には、にかほ市民の離職等困難な現状を打開すべく、コールセンター誘致など雇用確保のために力を入れている内容が多々あり、この面では評価できます。また、ロタウイルスワクチン接種への全額助成、燃えるごみの祝祭日や振替休日でのごみの収集、公共下水道の工事、防災対

策、食物アレルギー対応の調理員の配置、生活サポートの継続を充実させていく、携帯磁気ループの購入、太陽光発電の新設、また、勤労青少年ホームへのエレベーターの設置等々、市民から歓迎される予算がほとんどで、これらには賛成です。しかし、地方公務員の給与引き下げのために国が地方交付税を一方的に削減するやり方には賛成できません。もちろんこれは自民党政府の責任であり、市の責任でないということは言うまでもありません。

日本共産党の笠井亮国会議員は最近の衆議院の予算委員会で、働く人の平均給与年額が1997年をピークに66万円も減る一方、企業の経常利益は1.6倍に跳ね上がり、内部留保、株主配当も急増しています。企業の収益がこのような上がっても働く人の所得につながっていないと指摘しました。笠井議員は、内部留保の1%程度を使うだけで8割の企業、7割の従業員に月額1万円以上の賃上げができる。トヨタの場合を例にとると、わずかに0.2%の内部留保で賃上げができる。このようなことを示し、賃上げによって内需を活発にすることこそ、余剰資金を生かせる道だ。労働者にも企業にとっても国民全体にもこないいいことはない、質問をしました。麻生太郎副総理はこれに対して、共産党と自民党が一緒になって賃上げをというのはたぶん歴史始まって以来でないか、と答えています。これに先立ち安倍首相は笠井議員の質問に答えて、経営者に賃上げを要請すると笠井議員に約束し、経団連に賃上げを要請し、要請した後に首相は笠井氏に、きょう笠井議員の要請どおり賃上げを要請しましたから、と語りかけてきているのです。

このように政府が民間に賃上げを要請する一方で、公務員給与を引き下げるとするのは相反する行為ではないでしょうか。

全国市長会の地方公務員給与削減・地方交付税削減についての緊急アピールでは、地方公務員の給与は各自治体が自主的に決定すべきもの、地方交付税を地方公務員の給与削減に用いることは地方の財政主権を侵すもの、経済界に対し民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾するとして、今回のやり方に批判を強めています。これは、もっともなアピールの内容です。政府はこれを受け入れるべきだと考えます。

以上、安倍政権は地方公務員給与引き下げはやめるべきだという立場からの反対討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。5番鈴木敏男議員。

【5番（鈴木敏男君）登壇】

●5番（鈴木敏男君） 私は、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

市民の皆さんにとって安全に暮らせるまち、安心して住むことのできるまちは、誰しものが望むところであろうと存じます。平成25年度予算は、秋田県から公表されました津波浸水想定に対応するなどのため、災害対策費は平成24年度を約850万円をも上回る予算が計上され、もって避難所の照明工事、あるいは標高表示シートの設置工事、また、木造住宅・集会施設の耐震診断、改修補助金など、災害対策に力を注ぐ当局の姿勢が示されております。また、雇用の確保対策として、緊急雇用創出臨時対策基金事業としてコールセンター人材育成を中心に大幅な予算措置をするなど、喫緊の課題に取り組む計画を遂行しようとしております。さらには、農業・農村6次化産業の支援、あるいは新産業への支援などを行い、元気なまちにしていこうという事業への取り組みが予算全体の中に

随所に見られます。こうしたことを考えますと、一刻も早い予算の成立と執行が望まれるところであります。

ただし、私は次の2点についていささか意見を述べさせていただきます。

その一つが熱回収施設整備事業であります。今年の5月・6月ころには、昨年から行っている環境アセスの結果が出るとのことであります。これに伴って本事業が本格化し、平成25年度には用地取得、造成工事に入る計画であります。この件では昨年3月にも討論させていただいたところでございますが、いま一度、この計画を例えば広報などで知らせるなど市民の皆さんの前に情報を提供することが肝要かと思われまます。いずれ長期にわたって使用していく施設でございますから、市民の目線と乖離しない方向での取り組みを希望するものであります。

次に、議会費の中の政務活動費交付金228万円についてであります。政務活動費については、地方自治法で議会議員の調査研究その他の活動のために条例で定めて交付することができるものであります。このことでは、にかほ市議会の全員協議会で幾度となく議論を重ねてきたものであり、政務活動費そのものに対する考え方は理解しておりますし、反対するものではありません。また、政務活動費が交付されることによって今以上の活動が期待されるものかもしれません。しかしながら、しかしながら、平成25年度は市民税が約3,900万円、固定資産税でも約3,500万円の減額予算であります。雇用対策は行うものの離職者が増加していることも事実であります。こういうことを踏まえて、議会運営委員会では政務活動費に関する条例の施行時期の延長を求めたのであります。果たして今施行すべきことなのか、施行することに市民の皆さんの理解をいただけるのか。確かに議会報告会では政務活動費に対しては肯定的な考え方もありました。しかし一方では、設けるべきでないとの強い考え方もありました。また、政務活動費に対する審査を行った報酬等審議会の会議録を拝見しても、必ずしも設けるべしという考え方が圧倒的ではなかったわけでありまます。こういったことからして、政務活動費はもっともっと市民に知ってもらった上での実施でも遅くはないだろうというふうに思います。

私たちににかほ市議会議員は、にかほ市議会基本条例を規範として日々活動を展開しております。この基本条例では、議会の運営原則として市民にわかりやすい議会運営に努めることをうたっております。今回は申し合わせ事項であることから議員提案のにかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定では討論もされませんでした。これでは市民に開かれた議会とは申せないと思ひます。したがって、施行時期は4月1日からでなく延長すべきというのが私を含めた会派市民クラブ全員の考えであります。

以上、熱回収施設整備事業、政務活動費交付金についての考え方の一端を述べましたけれども、冒頭で述べましたように今にかほ市の大きな課題業は雇用の確保と災害対策であろうと存じます。そこを考えますと、各論的には賛同し得ないものがあるものの、平成25年度予算に対しましてはその2点について大きな予算措置が講じられておりますことから、本議案に対して賛成するものであります。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】



●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成25年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成25年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号年金2.5%の削減中止を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第48、議提第2号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第2号について、10番市川雄次議員の説明を求めます。10番市川雄次議員。

【10番（市川雄次君）登壇】

●10番（市川雄次君） それでは、議提第2号についてです。最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年3月19日提出。にかほ市議会議長様。提出者ですが、にかほ市議会議員市川雄次、賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく佐々木弘志、同じく鈴木敏男、同じく小川正文、同じく佐藤 元です。

2枚目を御覧ください。

上の前文を省略し、意見内容3点について朗読させていただきます。

1番、地域別最低賃金を大幅に引き上げること。

2番、全国一律最低賃金制度確立を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3番、中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに中小零細業者の生活支援策を十分に講じること。

以上。平成25年3月22日。秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭。提出者は、内閣総理大臣と厚生労働大臣のお二方でございます。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号の質疑を終わります。

これから議提第2号の討論・採決を行います。

議提第2号についての討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

次に、議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議提第3号年金2.5%の削減中止を求める意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第3号について、18番齋藤修市議員の説明を求めます。18番齋藤修市議員。

【18番（齋藤修市君）登壇】

●18番（齋藤修市君） それでは、議提第3号について、年金2.5%の削減中止を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年3月19日。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員齋藤修市、賛成者、にかほ市議会議員池田甚一、同じく伊藤温子、同じく村上次郎、同じく伊藤 知、同じく飯尾明芳。

2ページ目に、年金2.5%の削減中止を求める意見書（案）でございます。

前文については御一読いただきます。

地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

要請事項。「年金2.5%削減」を中止すること。

平成25年3月22日。意見書提出先、内閣総理大臣安倍晋三殿、厚生労働大臣田村憲久殿。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第3号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議提第3号についての討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議提第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議提第4号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について及び日程第51、議提第5号にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第4号及び第5号について、17番佐藤元議員の説明を求めます。17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） 議提第4号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月19日。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐藤元、賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく鈴木敏男、同じく竹内睦夫、同じく村上次郎、同じく齋藤修市。

議提第5号にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年3月19日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐藤元、賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく鈴木敏男、同じく竹内睦夫、同じく村上次郎、同じく齋藤修市。以上です。

議提第4号からの内容を申し上げます。この件につきましては前にも協議をしてきたわけですが、にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定については、議会報告会に関する条文を新たに設けて、第10条に議会報告会、議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。2、議会報告会に関することは、別に定めるものとする。この目的については、基本条例に議会報告会をうたうことにより、議会報告会の立場を明確にするものであります。

議提第5号にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について。

第4条中の「議会広報編集委員会」を「広報広聴委員会」に改正するものであります。目的は、前議会広報編集委員会からの引き継ぎ事項であります。委員会に広聴の役割を持たせ、幅広い活動ができるようにするものを目的とするものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） この2件については、申し合わせにより質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、議提第4号についての採決を行います。

お諮りします。議提第4号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議提第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号について採決を行います。

お諮りします。議提第5号にかほ市議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議提第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第52、継続審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、お手元に配付した申し出書のとおり、委員会所管の事項について、会議規則第102条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第53、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後 2時14分 閉 会

---